

I 退職会員に移行するためには

「退職会員資格取得届」と「脱退届」の用紙は、この広報と一緒に各学校にお届けしています。事務室でお問い合わせください。

①退職会員への移行等について

<移行の条件>

1. 退職時に本会の現職会員であること
2. 55歳以上の退職であること
3. 出資金を拠出すること

<配偶者とともに二口である方へ>

- ・二口で退職会員に移行できます。その場合、二人分の出資金が必要です。
- ・配偶者の年齢は問いません。
- ・配偶者が退会し、本人だけ移行することはできますが、その逆はできません。

移行と退会の概略について

<退職会員に移行される方へ>

- ・2・3月中に「退職会員資格取得届」を学校の事務室までご提出ください。
- ・出資金については、退職後の4月末にご自宅に納入額や納入方法等についてご案内いたします。

<退会を希望される方へ>

- ・「脱退届」を2・3月中に学校の事務室までご提出ください。なお、現職会員時に積み立てていた積立金の返金は事務手続き上5月末の返金となります。ご理解をお願いします。

②出資金について

退職時一度だけの負担で生涯の安心を！！

<出資金は終身会費です>

出資金は退職時に一括して納めていただきます。その後、会費のようなものを納める義務はありません。退職会員としての資格は終身に及びますので、出資金は終身会費に相当します。

<現職会員の掛金はすべて各会員の積立金であり全額出資金にあてられます>

積立額が出資金額を上回る場合、余剰金は全額お返しします。これを「返戻金」といいます。近年は、残念ながら積立額が出資金額に達しない方がほとんどですが、その場合は不足金額を「調整金」として納めていただきます。いくら納めていただくか、どのような方法で納めていただくかといったことは、退職後4月末に事務局よりご自宅に案内させていただきます。

<出資金はいくらか>

31年度の出資金額は11月の第243回理事会で次のように定められました。

- ・60歳の基準年齢で「89万円」とする。
 - ・61歳以上であれば、1歳ごとに2万円の減額
 - ・60歳未満であれば、1歳ごとに3万円の増額
- この出資金額は、24年度から変更ありません。

<出資金は返却されません>

退職会員は終身の会員ですから、納入された出資金は返却されません。また、退職会員には退会の規定はありません。

ただし、「退職の翌日から2カ月以内」（5月末まで）であれば、「退職会員資格取得届」の提出を取り消すことができます。その場合、出資金は全額返却されます。

II 療養補助金給付の現状

給付対象と給付額の算定について

<給付の対象>

- ・公的医療保険（国民健康保険や公立学校共済組合など）による診療での実質自己負担額が対象です。

- ・保険診療であればすべてが対象となります。
- ・逆に、保険診療外（例えば、入院時の差額ベッド代や食事代、保険外診療、文書料、介護費など）は対象とはなりません。